

議会議案第17号

北朝鮮の蛮行たる4度目の核実験とミサイル発射に対して
強く非難する決議について

北朝鮮の蛮行たる4度目の核実験とミサイル発射に対して強く非難する
ることに関し、次のとおり決議する。

平成28年2月10日提出

提出者	鎌倉市議会議員	千	一
同	同	上	長嶋竜弘
同	同	上	上島寛弘
同	同	上	渡邊昌一郎
同	同	上	中澤克之
同	同	上	岡田和則
同	同	上	松中健治

北朝鮮の蛮行たる4度目の核実験とミサイル発射に対して強く非難する決議

去る1月6日、北朝鮮は水素爆弾実験と称して4度目の核実験を行ったことを表明した。これに続き、2月7日、弾道ミサイルの発射を強行した。

この度の北朝鮮による一連の行為は、国連安保理決議第2094号を始めとする累次の国連安保理決議及び六者会合共同声明、日朝平壤宣言に明確に違反するものである。過去3度の核実験も含め、北朝鮮の蛮行は、国際社会が懸命に築いてきた核軍縮・核不拡散体制などの努力の全てを無にし、極東アジアを初めとした国際社会の平和と安定への重大な挑戦であり、決して容認することはできない。このような行為は国際秩序を乱し、極東アジアの国々の不信を増長させ、不要な対立を生み出すだけではなく、一層深刻化させ、各国の核武装の連鎖にもつながりかねない。実際に韓国では、このたびの北朝鮮の核実験を受け、与党国会代表は、「核を持つときがきた」と党最高委員会議で発言し、核保有論が噴出したことが報道されており、日本国民の不安は募るばかりである。

日本は人類史上、唯一の被爆国である。そのような中、鎌倉市は平和をとうとび平和都市宣言を掲げ、その宣言文には「われわれは、日本国憲法を貫く平和精神に基いて、核兵器の禁止と世界恒久平和の確立のために、全世界の人々と相協力してその実現を期する」と明確に核兵器の禁止をうたっている。平成21年の北朝鮮による核実験の強行に対しても、我が国初め国際社会は非難し、鎌倉市議会においても「北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）の核実験に抗議することに関する決議」を総員の賛成によって可決したところである。

しかしながら、北朝鮮は月日を経てもなお、国際社会の声に耳を一切傾けることなく、その態度を改めず蛮行を繰り返している。日本国民の生命と財産にとって、このたびの北朝鮮の核実験は、北朝鮮による同胞を拉致し、いまだに祖国に帰していないという日本に対する主権侵害の事実からも、安全保障上、決して看過することのできない「重大な脅威」であり、鎌倉市民を代表する我々鎌倉市議会としては断じて許すことができない。

国連安保理の常任理事国においては、1カ国の核弾頭数の増加を除いて、核不拡散の体制の構築、軍縮と核兵器の廃絶に向かう動きが国際社会においては主流の中、このたびの北朝鮮の蛮行に対して憤りを表明するとともに強く非難し、北朝鮮においては速やかに核開発の即時中止と核兵器の放棄を強く要請する。

以上、決議する。

平成28年3月2日

鎌倉市議会